

# 岸和田市貝塚市清掃施設組合議会傍聴規則

令和2年8月11日  
議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴しようとする会議の当日に、所定の場所で、自己の住所、氏名、年齢を傍聴人受付簿（様式第1号）に記入し、議会が傍聴席の数（以下「定員」という。）に応じて発行する傍聴券（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 報道関係者は、前項の規定にかかわらず、傍聴しようとする会議の当日に、傍聴証交付申請書（様式第3号）を議長に提出し、傍聴証（様式第4号）の交付を受けなければならない。

(傍聴券の交付及び返還)

第4条 傍聴券は、会議の当日に所定の場所で先着順により交付する。ただし、傍聴受付開始時刻における傍聴希望者が定員を越えるときは、抽選により傍聴人を決定する。

2 傍聴券は、交付を受けた日に限り有効とする。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終えて退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴証の交付及び返還)

第5条 傍聴証は、報道関係者で議長が必要と認める者に交付する。

2 傍聴証は、交付を受けた日に限り有効とする。

3 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終えて退場しようとするときは、傍聴証を返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第6条 傍聴人の定員は、各会期毎に議長が定める。

(傍聴人の入場)

第7条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券又は傍聴証（以下「傍聴券等」という。）を係員に提示しなければならない。

(傍聴券等の提示)

第8条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券等を提示しなければならない。

(議場への入場禁止)

第9条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第10条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 傘その他通常傍聴する上で不必要と認められるものを携帯している者
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第11条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと
- (6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと

(撮影、録音等の禁止)

第12条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第14条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第15条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年11月11日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。